

ホーム

金融庁について



報道・広報



政策・審議会



法令・指針等



金融機関情報



国際関係情報



アクセス F S A
(広報誌)

[ホーム](#) > [報道発表資料](#) > 令和 8 年金融機能強化法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等の公表について

ポスト

令和 8 年 6 月 24 日
金融庁

令和 8 年金融機能強化法等改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等の公表について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、[令和 8 年金融機能強化法等改正に係る政令・内閣府令案等](#)につきまして、令和 8 年 5 月 22 日（金曜）から令和 8 年 6 月 5 日（金曜）にかけて、広く意見の募集を行いました。その結果、5 の個人及び団体から計 27 件のご意見をいただきました。ご意見を提出いただいた皆様におかれましては、ご協力いただきありがとうございます。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方は[別紙 1](#)をご覧ください。本件に係る関係政令・内閣府令等の具体的な改正の内容につきましては[別紙 2～別紙 12](#)をご参照ください。

なお、[別紙 8](#)の告示については、行政手続法第 39 条第 4 項第 8 号に定める軽微な変更該当することから、同法に基づく意見公募手続（パブリックコメント）は実施していません。

2. 公布・施行日等

本件に係る政令は、令和 8 年 6 月 19 日（金曜）に閣議決定、本日公布されており、令和 8 年 6 月 25 日（木曜）から施行されます。

また、本件に係る府省令及び告示は本日公布されており、監督指針と併せて令和 8 年 6 月 25 日（木曜）から施行・適用されます。

なお、「金融機能の強化のための特別措置に関する法律に関する留意事項について（金融機能強化法ガイドライン）」は、本日限り廃止することとし、同ガイドラインの記載に相当する内容は、[別紙 10](#)「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正に反映しています。

【コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方】

（別紙 1）[📄 コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)

【政令】

（別紙 2）[📄 金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令](#)

【府省令】

（別紙 3）[📄 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令](#)

（別紙 4）[📄 預金保険機構の金融機能強化業務の実施に関し必要な事項を定める命令の一部を改正する命令](#)

相談・手続・採用情報

▶ 各種窓口のご案内

- ▶ 金融サービス利用者相談室
- ▶ 金融行政モニター

▶ 情報公開等

▶ パブリックコメント

▶ 申請・届出・照会

- ▶ オンライン行政手続

▶ 入札公告等

▶ 採用情報

金融庁の行政相談においては、[「業務の範囲や程度を明らかに超える苦情相談」への対応](#)について方針を定めています。

📶 新着情報配信サービス

🔍 金融事業者一括検索機能

💬 金融庁チャットボット (よくある質問)

▶ 金融庁ソーシャルメディア アカウント

▶ 関連リンク



金融庁金融研究センター



証券取引等監視委員会



公認会計士・監査審査会

- (別紙５)  [協同組織金融機関の優先出資に関する法律に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令](#)
- (別紙６)  [労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令](#)
- (別紙７)  [農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令等の一部を改正する命令](#)

【告示】

- (別紙８)  [協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四条第四項の規定に基づき、農林中央金庫等の優先出資についての同項の主務大臣が定める率を定める件の一部を改正する件](#)
- (別紙９)  [金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第十五条の規定に基づき、同条に規定する主務大臣が定める一定の期間を定める件及び金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第百十条に規定する金融庁長官が指定する者を定める件を廃止する告示](#)

【監督指針】

- (別紙10)  [「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)
- (別紙11)  [「系統金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正](#)
- (別紙12)  [「漁協系統信用事業における総合的な監督指針」の一部改正](#)

問合せ先

▶ 電話受付

受付時間：平日10時00分～17時00分

電話番号：０５７０－０１６８１１（ＩＰ電話からは０３－５２５１－６８１１）

▶ ウェブサイト受付

(注) 金融行政等に関する一般的なご質問等は金融サービス利用者相談室で承ります。

所管

(別紙１～９)に関する内容：企画市場局総務課信用制度参事官室（内線：3576、3534）

(別紙１、10)に関する内容：監督局銀行第二課（内線：3536、3764）

(別紙１、10～12)に関する内容：監督局銀行第二課協同組織金融室（内線：3381、3385、3441、3397）

※本件に関する庁内の担当部局は多岐にわたることから、御意見・お問い合わせの内容に応じて、上記の所管のほか、各担当部局から対応させていただくことがあります。

サイトマップ

▶ 金融庁について	▶ 報道・広報	▶ 政策・審議会	▶ 法令・指針等	▶ 金融機関情報	▶ 国際関係情報	▶ アクセスFSA (広報誌)
▶ 組織	▶ 報道対応	▶ 基本方針等	▶ 所管法令等	▶ 全金融機関共通	▶ 国際関係の取組み	
▶ 大臣・副大臣・政務官	▶ 報道発表資料	▶ 金融行政方針	▶ 検査・監督の基本方針等	▶ 預金取扱金融機関（銀行等）関連	▶ 国際金融センター 	
▶ 金融庁の概要	▶ 記者会見	▶ 政府方針における金融庁関連の施策	▶ 基本方針・ディスカッションペーパー一覧	▶ 保険会社関連	▶ 金融庁グローバル金融連携センター（GLOPAC）	
▶ 金融庁の改革	▶ 大臣談話等	▶ 政策テーマ・施策	▶ 監督指針・事務ガイドライン	▶ 金融商品取引業者等関連	▶ 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局への活動支援	
▶ 所管の法人	▶ 広報活動	▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）	▶ 監督指針一覧	▶ 金融会社関連	▶ 国際基準設定主体等の公表資料等	
▶ 予算・決算	▶ アクセスFSA（広報誌）	▶ 政策テーマ等一覧（金融行政方針との関連）	▶ 事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）一覧			
▶ 政策評価	▶ 白書・年次報告	▶ 政策テーマ等一覧（全体）				
▶ 採用情報	▶ 職員による講演等	▶ 審議会・研究会等				
	▶ 職員による寄稿等 					

- ▶ [利用者の方へ](#)
- ▶ [注意喚起情報](#)
- ▶ [業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点](#)
- ▶ [よく閲覧されているページ](#)

- ▶ [審議会・研究会等一覧](#)
- ▶ [研究・調査](#)
- ▶ [金融研究センター](#) 

- ▶ [告示・ガイドライン・Q & A等](#)
- ▶ [告示・ガイドライン・Q & A・法令解釈事例集一覧](#)
- ▶ [金融上の行政処分等](#)

- ▶ [金融安定理事会（FSB）](#)
- ▶ [バーゼル銀行監督委員会（BCBS）](#)
- ▶ [保険監督者国際機構（IAIS）](#)
- ▶ [証券監督者国際機構（IOSCO）](#)
- ▶ [金融活動作業部会（FATF）](#)
- ▶ [その他](#)

[▲ ページの先頭に戻る](#)

[利用規約・免責事項/著作権](#) | [プライバシーポリシー](#) | [ウェブアクセシビリティ](#) | [アクセス](#) | [御意見・問い合わせ](#) | [各種情報検索サービス（EDINET等）](#) | [関連リンク](#)

金融庁/Financial Services Agency, The Japanese Government （法人番号6000012010023）
Copyright(C) 2017 金融庁 All Rights Reserved.

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号：03-3506-6000